

社会福祉法人小田原市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小田原市社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程の用語は次の例による。

- (1) 役員等とは、本協議会の理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 非常勤役員等とは、役員等のうち常務理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、費用弁償その他の給付をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長及び常務理事には、報酬を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等（会長を除く。）は、無報酬とする。
- (3) 非常勤役員等が法人業務を行う場合には、別表第1のとおりに費用弁償を支給する。

ただし、交通費の実費が別表第1の費用弁償額を超えるときは、当該費用弁償に代えて本協議会旅費規程に基づく旅費を支払うことができる。

(会長及び常務理事の報酬等の算定方法)

第4条 会長及び常務理事に対する報酬は、別表第2に定める額の範囲内の額を理事会が決定する。

2 常務理事には、本協議会給与規程第11条の規定を準用し、通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び常務理事に対する報酬の支給時期は、毎月18日とする。ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、繰り上げて支給する。

- 2 非常勤役員等の費用弁償及び旅費については、必要の都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本協議会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員の報酬等に関する規程（昭和51年7月1日）は、廃止する。
- 3 この規程を適用する場合においては、この規程による廃止前の社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員の報酬等に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等は、この規程の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月18日(評議員会の議決日)から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年3月19日(評議員会の議決日)から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

非常勤役員等の費用弁償額

日 額	2,000円
-----	--------

別表第2（第4条関係）

会長及び常務理事の報酬額

会 長	年額 960,000円以内
常務理事	年額 5,500,000円以内